

男性労働者の育児休業等取得率の公表について (学校法人渡辺学園)

令和6年度における男性労働者の育児休業等取得率：20%

育児・介護休業法の改正により、従業員が300人を超える企業の事業主は、
男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。
(令和7年4月施行)